

第四期医療費適正化計画について

1 第四期医療費適正化計画に係る基本方針の概要

○基本理念

- ・住民の生活の質の維持及び向上を図るものであること。
- ・今後の人口構成の変化に対応するものであること。
⇒医療保険制度・介護保険制度の持続可能性を高めていくため、限りある地域の社会資源を効果的・効率的に活用し、医療費適正化を図っていくものでなければならない。
- ・目標及び施策の達成状況等の評価を適切に行うものであること。

○計画の内容に関する基本的事項

- ・住民の健康の保持の推進に関する目標に関する事項
- ・医療の効率的な提供の推進に関する目標に関する事項
- ・目標を達成するために都道府県が取り組むべき施策に関する事項
- ・目標を達成するための保険者等、医療機関その他の関係者の連携及び協力に関する事項
- ・都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項
- ・都道府県における医療費の調査及び分析に関する事項
- ・計画期間における医療費の見込みに関する事項
- ・計画の達成状況の評価に関する事項
- ・その他医療費適正化の推進のために都道府県が必要と認める事項

2 国の基本方針に基づき第四期計画への追加を検討する項目（基本的事項及び目標内容の反映）

国基本方針		県計画（案）																				
必須	<p>◆都道府県の医療計画に基づく事業の実施による病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項【新規】</p> <p>「具体的には、医療費の見込みの算定に当たって必要となる地域医療構想における将来の病床の必要量や、病床の機能の分化及び連携の推進のための施策を記載することが考えられる。」</p>	<p>第1二5</p> <p>第3章2（1）</p> <p>※既存施策に左記の要素を追加</p>																				
任意	<p>◇第四期医療費適正化計画における目標 <u>（太字下線は新規）</u></p> <p>「おおむね以下の事項について目標を定めるものとする。」</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">第四期医療費適正化計画における目標（*は数値目標）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（1）住民の健康の保持の推進に関する目標</td> </tr> <tr> <td>①特定健康診査の実施率 *</td> <td rowspan="8">}</td> </tr> <tr> <td>②特定保健指導の実施率 *</td> </tr> <tr> <td>③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 *</td> </tr> <tr> <td>④たばこ対策</td> </tr> <tr> <td>⑤予防接種</td> </tr> <tr> <td>⑥生活習慣病等の重症化予防の推進</td> </tr> <tr> <td>⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進</td> </tr> <tr> <td>⑧その他予防・健康づくりの推進</td> </tr> <tr> <td colspan="2">（2）医療の効率的な提供の推進に関する目標</td> </tr> <tr> <td>①後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合 *</td> <td rowspan="4">}</td> </tr> <tr> <td>②医薬品の適正使用の推進</td> </tr> <tr> <td>③医療資源の効果的・効率的な活用</td> </tr> <tr> <td>④医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進</td> </tr> </table>	第四期医療費適正化計画における目標（*は数値目標）		（1）住民の健康の保持の推進に関する目標		①特定健康診査の実施率 *	}	②特定保健指導の実施率 *	③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 *	④たばこ対策	⑤予防接種	⑥生活習慣病等の重症化予防の推進	⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進	⑧その他予防・健康づくりの推進	（2）医療の効率的な提供の推進に関する目標		①後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合 *	}	②医薬品の適正使用の推進	③医療資源の効果的・効率的な活用	④医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進	<p>第1ー2</p> <p>第3章</p> <p>第3章1（1）</p> <p>第3章1（3）</p> <p>第3章1（9）</p> <p>第3章1（1）</p> <p>第3章1（5）</p> <p>第3章1（2）他</p> <p>第3章2（3）</p> <p>第3章2（4）</p> <p>第3章2（5）</p> <p>第3章2（6）</p>
第四期医療費適正化計画における目標（*は数値目標）																						
（1）住民の健康の保持の推進に関する目標																						
①特定健康診査の実施率 *	}																					
②特定保健指導の実施率 *																						
③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 *																						
④たばこ対策																						
⑤予防接種																						
⑥生活習慣病等の重症化予防の推進																						
⑦高齢者の心身機能の低下等に起因した疾病予防・介護予防の推進																						
⑧その他予防・健康づくりの推進																						
（2）医療の効率的な提供の推進に関する目標																						
①後発医薬品及びバイオ後続品の使用割合 *	}																					
②医薬品の適正使用の推進																						
③医療資源の効果的・効率的な活用																						
④医療・介護の連携を通じた効果的・効率的なサービス提供の推進																						

3 鳥取県保健医療計画との一体的策定について

- ・国から、関連する既存の計画等の統廃合を検討するよう方針が示され、県でも様々な計画の統廃合について検討を行ったところ、医療費適正化計画を保健医療計画の中に取り込む(一体的の策定)こととなった。

※その他の計画(健康づくり創造プラン、がん対策推進計画等)についても保健医療計画と一体的に策定する。

【参考】計画策定等における地方分権改革の推進について(令和5年3月31日閣議決定)
 計画策定等における地方分権改革の推進について～効率的・効果手的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド～(抜粋)

I 制度の検討に当たっての進め方
 (1)各府省は、国(地方行政機関を含む。以下同じ。)又は地方公共団体の処理が想定される事務の検討に当たっては、はじめに、その事務の処理主体として、国とすべきか、地方公共団体とすべきかについて、国と地方の適切な役割分担、関連する権限の所在、デジタル技術の活用等の観点から十分に検討を行うものとする。
 続いて、地方公共団体が事務を処理することとしようとする場合は、法律の根拠を有する計画等(地方公共団体又はその機関による計画、戦略、方針、指針、構想等。以下同じ。)が増加し続けていることを踏まえ、当該事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は地方公共団体の判断に委ねることを原則とする。

II 計画行政の在り方
 1 計画等の策定について
 (3)地方公共団体における自主的かつ総合的な行政の推進
 計画等の形式によらざるを得ない場合であっても、制度化に当たって、以下の対応を優先的に検討するものとする。

①関連する既存の計画等の統廃合
 ②既存の計画等における内容の追加による対応
 ③関連する計画等との一体的な策定、上位計画への統合が可能である旨の規定化

【参考】第8次鳥取県保健医療計画の骨子(案)

第1章 計画に関する基本事項
 第2章 鳥取県の現状
 第3章 保健医療圏・基準病床数
 第4章 疾病別・課題別医療提供体制の構築
 ※鳥取県がん対策基本計画、循環器病対策推進計画、感染症予防計画、結核対策プラン、肝炎対策推進計画、歯科保健推進計画の統合

第5章 地域医療構想
 第6章 外来医療提供体制の確保
 第7章 健康づくり ※鳥取県健康づくり文化創造プランの統合
 第8章 医療費適正化 ※鳥取県医療費適正化計画の統合
 第9章 地域保健医療計画

4 第四期鳥取県医療費適正化計画に係る構成変更案(骨子案)について

- ・前項3のとおり、次期鳥取県保健医療計画等との一体的に策定されることから、各計画との構成内容に統一性を持たせるため、資料3のとおり構成の変更(骨子案)を考えている。

《例》たばこ対策に係る構成変更前後の関係性

